報告第１号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成１８年３月７日議決）により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月３０日提出

那須烏山市長　川　俣　純　子

専決第５号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成１８年３月７日議決）により、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解することについて、専決処分する。

令和８年１０月１６日

那須烏山市長　　川　俣　純　子

１　相手方

栃木県

２　事故の概要

⑴　事故発生年月日　令和８年２月１９日

⑵　事故発生場所　那須烏山市小原沢地内

⑶　事故の状況　令和８年２月１９日午後３時４０分頃、那須烏山市小原沢地内の県道において、シルバー人材センターに運転業務を委託している境小学校スクールバスが、幅員狭小でカーブとなっている区間で、対向車の通過を待った後に発進したところ、目測誤りにより車両左後方がガードレールに接触し、対象物に数ヶ所の塗装剥離と擦り傷が生じ、損害が発生したものである。

３　損害賠償額

５６，０４０円

４　和解の内容

⑴　市の過失割合を１００％とし、市は、相手方に対し、ガードレールの修理費用５６，０４０円に市の過失割合１００％を乗じた５６，０４０円を損害賠償金として支払うものとする。

⑵　市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議及び請求の申立てをしないものとする。